九〇五　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示　三〇　218　四三
九〇六　福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えた件　三〇　218　四三
九〇七　低騒音型建設機械の指定に関する件　三〇　218　四三
九〇八　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　三〇　218　四三
九〇九　排出ガス対策型建設機械の書面の記載事項変更に関する件　三〇　218　四三
九一〇　大館能代空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇　218　四三
八　○観光庁
旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一六　五
○海上保安庁
一一　航路標識に関する件　二　198　一
二一二　航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示　二　198　一
二一三　航路標識に関する件　三　198　五
○環境省
六六　排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件　一一　205　六
六七　汚染状況重点調査地域の指定を解除する件　三〇　八
○原子力規制委員会
一六　放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示の一部を改正する件　五　六

二〇一　○防衛省
自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　一　五
二〇二　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件　一　197　二三
二〇三　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件　三　九
二〇四　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　九　203　一一
二〇五―一　海上における射撃訓練を実施する件　一〇　七
二一四　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一二　六
二一五　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件　一八　五
二一六　海上における射撃訓練を実施する件　二四　六
二一七―一九　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二四　六
二一一〇　海上における水上標的的に対する射撃訓練を実施する件　二四　六
二一二三　海上における射撃訓練を実施する件　二四　七
二一二四　駐留軍用地特措法の規定により土地の使用を認定した件の一部改正に関する件　二四　七
二一二五　海上における射撃訓練を実施する件　三〇　八

六三―一　○東北地方整備局
道路に関する件　一　五
六九　〃　一　五
七〇　〃　七　八
七一　〃　八　一九
七二―七四　都市計画に関する件　八　二五
○関東地方整備局
一九〇　道路に関する件　一　六
一九一　建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件　二　七
一九二―九三　道路に関する件　四　七
一九四―九五　〃　七　一一
一九六―九七　〃　六　一二
一九八―九九　〃　五　一六
二〇〇　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　四　二二
二〇〇一―〇二　道路に関する件　五　二二
二〇〇三　建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件　五　二五
二〇四　建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定を更新する件　五　二五
二〇五　道路に関する件　八　三〇
○北陸地方整備局
五一　道路に関する件　六　一
五二　都市公園の供用を開始する件　八　一九
五三　道路に関する件　五五　二五
五四―五六　〃　八　三〇
○中部地方整備局
八三―八四　道路に関する件　六　一
八五　〃　五　一六
八六―八七　〃　八　一九
○近畿地方整備局
九六　道路に関する件　六　二二

六二―六四　○中国地方整備局
道路に関する件　六　一
六五　〃　五　一六
六六　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　五　一八
六七―六九　道路に関する件　五　二五
七〇　建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件　八　三〇
○四国地方整備局
四八　道路に関する件　九　五
四九　〃　六　一二
五〇―五一　都市計画に関する件　六　一六
五二　道路に関する件　六　二二
○九州地方整備局
一〇二　都市計画に関する件　七　八
一〇三―〇五　道路に関する件　九　一〇
一〇六―〇九　〃　七　一二
一一〇　建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件　八　一九
一一一　道路に関する件　八　一九
○北海道開発局
七六―七八　道路に関する件　七　四
七九　〃　七　一一
八〇　〃　七　一一
八一―八三　〃　六　二五
八四　北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示　八　三〇
○最高裁判所
三　最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件　九　一〇